

前回に続き、認知症と財産管理について。今回は、旦那さんが亡くなり相続人である奥様が認知症の場合にはどのような不具合があるのか?について。

●遺産分割協議ができない

もし、旦那さんが亡くなった場合に奥様が認知症だとしたら、家庭裁判所に後見の申し立てをして、奥様に後見人を付けなければ遺産分割協議ができません。そして、その後見人は奥様の権利を守るため、遺産の法定相続分（全財産の2分の1）を奥様が相続するように主張します。そうすると、奥様は財産を使うことができないのに遺産の半分を相続することになります。

●生前贈与ができない

子どもの自宅購入資金や孫の入学金など贈与をしたくても、認知症である以上それはできません。せっかく旦那さんから遺産の半分を相続しても自由に使うことができず、資産が眠ることになります。

このように、たとえ奥様が財産を持っていなかったとしても、旦那さんが亡くなった後の相続のときに色々と問題が起こるのです。それを防ぐためには

●旦那さんが生前に遺言書を作成しておく

●遺産相続や財産管理についての家族信託を利用する

などの対策が必要です。

旦那さんが遺言書を作成し遺産の受取人を子どもにしておけば、遺産分割協議をする必要がなくなり、そのために後見の申し立てをする必要もありません。

また、家族信託を利用することにより、柔軟な財産管理を行うことができます。

詳しいお話しが聞きたい方は、個別相談を行っておりますので、電話にてご連絡ください。

キャンパスおだわら学習講座【公募型市民企画講座】

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料 9：45～11：45	マロニエ 203号室	いずみ 201号室
相続の基本と認知症対策 相続トラブルの事例と遺言書 3つの相続対策	1月22日（金） 2月19日（金） 3月18日（金）	1月24日（日） 2月21日（日） 3月13日（日）

*日程が変更になることがありますので必ず電話でご確認ください。
*5分前までにご来場ください

お申し込み **TEL：0465-39-1900**
(行政書士長尾影正事務所まで)

参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
 昭和49年7月生まれ 小田原市在住
 行政書士
 宅地建物取引主任者
 公認不動産コンサルティングマスター
 2級ファイナンシャル・プランニング技能士
 NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
 一般社団法人家族信託普及協会 会員
 一般社団法人終活カウンセラー協会 認定



住まいる株式会社
 代表取締役 長尾影正
 小田原市鴨宮666番地の1
 TEL:0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniya.net>